

舞鶴指 第82-3号

令和5年3月1日

(設計業務委託等)

落札者様

受注者様

舞鶴市長 鴨田秋津

令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用  
に係る特例措置について

(通知)

舞鶴市におきましては、令和5年3月1日以降に契約を行う設計業務等委託のうち、令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価以前の単価を適用して予定価格を積算した契約については、舞鶴市設計業務等委託契約約款の規定により、受注者の請求により令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価(3月改定版)に基づく業務委託料に変更できる特例措置を実施することとしましたので、お知らせします。

(別紙)

舞鶴市設計業務等委託契約約款の規定による協議書様式